## 四日市農林事務所管内で森林や自然地の開発行為を行う事業者のみなさまへ

四日市農林事務所 森林・林業室管内(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市)での当室が所管する各種法令についてお問い合わせいただく際は、事前に下記内容のご確認をお願いします。

# 保安林(森林法)|

保安林内において、立木の伐採又は土地の形質の変更を行う場合は、許可又は届出が必要です。

保安林は地番で指定されています。

保安林に該当するかご確認いただく際は、該当地番を当事務所あてに電子メールでご送付ください(様式自由)。併せて登記上の地目もわかる範囲でご記入下さい。

### ynorin@pref.mie.lg.jp

(タイトル冒頭に【保安林照会】とご記入ください。)

## 自然公園(自然公園法)

自然公園内で建築物その他工作物の新増改築や木竹の伐採などの行為を行う場合は、許可 または届出が必要です。

自然公園の区域は、各「自然公園図」より確認をお願いします。

「自然公園図〕

#### 詳細はこちら

管内には鈴鹿国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園があります。

伊勢の海県立自然公園(鈴鹿市沿岸部)は区域図を公開していません。行為場所の住所と位置図を当事務所あて(前出)に電子メールでご送付ください。

「自然公園内の主な規制〕

## 詳細はこちら

# 三重県自然環境保全地域(三重県自然環境保全条例)|

- 三重県自然環境保全地域内で建築物その他工作物の新増改築や土地の形質変更などの行為 を行う場合は、許可または届出が必要です。
- 三重県自然環境保全地域の区域は、各「自然環境保全地域区域図」より確認をお願いします。 「自然環境保全地域区域図〕

#### 詳細はこちら

自然環境保全区域の概要や規制などについては、環境省ホームページをご参照ください。 詳細はこちら

## 開発行為の届出(三重県自然環境保全条例) |

1ha 以上の自然地を改変する場合、届出が必要です。

※自然地とは:樹林地、農地、湿地、湖沼等をいいます。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

詳細はこちら

## 地域森林計画対象民有林(森林法) |

地域森林計画対象民有林を森林以外の用途に転用する場合、許可または届出が必要です。 地域森林計画対象民有林の区域は、「森林計画図」より確認をお願いします。

「開発区域が 1ha (太陽光発電設備の場合は 0.5ha) を超える場合]

林地開発許可が必要となります。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

## 詳細はこちら

「上記以外の場合〕

伐採及び伐採後の造林の届出が必要です。森林の所在する市町の担当窓口へお問い合わせ ください。

「森林計画図(地域森林計画対象民有林)]

下記ホームページをご覧ください。

· PDF 版

#### 詳細はこちら

· MieClickMaps (GIS) 版

詳細はこちら

## 水源地域内の土地取引の事前届出制度(三重県水源地域の保全に関する条例)|

水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、30 日前までに届出が必要です。 水源地域は大字単位で指定されており、地域内の地域森林計画対象民有林が対象になりま す。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

詳細はこちら

#### 鳥獣保護区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)|

鳥獣保護区の特別保護区内で工作物の新築等をされる場合は許可が必要になります。その 他の区域は狩猟の規制のみです。

鳥獣保護区の区域は、「鳥獣保護区等位置図」より確認をお願いします。

[鳥獣保護区等位置図]

詳細はこちら